

	意見の要約	新都市の考え方	備考
1	初めに「目的」を条を起こして、明文化すべきでは。	御意見は第1条の趣旨の中で反映いたします。	
2	地域協議会の役割(権限)は、どういものか明記すべきでは。 地域協議会委員の権限と責務を明文化する必要があると考える。	本条例に限らず、本市の法規作成方針として、法律に基づき条例を制定する事項については、法律と条例において重複した記載をしないこととして統一しております。 御指摘の地域協議会の役割・権限等につきましては、地方自治法第202条の7において明記されているため、本条例においては重複して役割・権限等は記載いたしません。	
3	区長会と地域協議会の役割(権限)を明確に規定すべきでは。	区長会と地域協議会との関わりや運営方法は、各地域自治区で異なるため、一律には明記することができません。ただし、地域自治区ごとに運営していく中で、役割が明確になると考えます。	
4	第2条の「…及び、地域の住民の意見を反映…」とあるが、住民でなく市民ではないのか。新都市自治基本条例(案)で住民及び市民の定義付けがあるが、それと矛盾していないか。「新都市自治基本条例」と「新都市地域自治区条例」共に新都市行政を的確に運営していくため、語句の一句一句まで整合をとる必要があると考えます。	地方自治法第202条の4第1項において、地域自治区の設置は「地域の住民の意見を反映させ」る制度となっており、同法に基づき制定する本市の条例は、同法に沿った表現が利用されることとなります。 なお、条例に基づく制度運用の仕組みとして、より一層の住民自治の充実を図るため、市内に住所を有する「住民」だけでなく、市内在勤者や通学者、市内において活動する人や団体を含む概念である「市民」が参加できるものとなっており、制度の仕組みを説明する資料では「市民」との表現を使用しております。 条例は、法規作成方針に基づき作成されるため、一般的な資料とは違う表現を使用せざるを得ない場合がありますので、御了承ください。	
5	第7条の「会長又は副会長が欠けたときは、速やかに後任者を…」とあるが、速やかにという表現は個人により判断基準が異なる。条例内の表現であるならば、定量化した表現を用いなければならないと考えます。	第7条は、不測の事態を想定しており定量化した表現ができず、法規上の一般的な表現である「速やかに」を使用しています。	
6	各自治区の連絡調整会議は、具体的な回数を明記すべきではないか。 第10条の「市長は、複数の地域にわたる課題に共通認識をもって解決にあたるため、必要に応じて関係する地域協議会の…」とあるが、この他に定例的な地域協議会の連絡調整会議を設ける必要があるのではないですか。地域協議会は、各地域の問題解決機関であるが大局的な見地でみれば市政全体の問題解決機関であると考えることができ、互いに共通認識を持ちながら活動する必要があると考えます。	御意見のとおり、市政全体の問題解決を大局的な見地から考え、共通認識を持ちながら各地区の地域協議会が活動していくことで、地域格差の発生を防止、全市的な地域の活性化を図ることに繋がると考えております。 具体的な回数につきましては、事情により変動することが考えられることから、「年1回以上開催する」などの表記を行うことで、御指摘に対応してまいります。	
7	附則で地域協議会委員の日当が3,000円と記載があるが、高額であり費用対効果という概念から考えると直ちに直視しなければならない事項であると考えます。地域協議会委員の活動にそれなりの責務が発生するならば、対価としての報酬を支払う必要が生じるが、審議機関としての存在ならば再考の必要があると考えます。	報酬は、平成22年度に提示した当初案では無償としておりましたが、各地域における説明会などの意見では、役務の対価として報酬を支給すべきとの声が多く、検討の結果、平成23年度に提示した改正案では有償としました。 報酬は市民感覚を活かすために設置された国などの類似の制度を参考に、時給を千円とし、会議時間も3時間程度になることが予想されたことから、三千元(交通費込)とし、専門的見地から意見を述べる審議会委員よりも安価な金額を提示しました。 この点につきましては、現在でも説明会場などで報酬が必要であるとの意見を頂いているため、制度実施にあたり、まずは三千元を支給する条例案とし、制度実施後、地域協議会で議論することも可能と考えております。	
8	条例の見直し・改定は、世の中の状況や、地域にあったものとするため、必要であるので、附則で記載すべきではないか。	見直しや改定は、本条例に限らず、必要に応じ行っています。本条例に記載はなくとも、当然に見直しや改正を行ってまいります。	
9	鳳来中南部地域を鳳来中部地域と鳳来南部地域に分割したことの関連箇所への事前説明が不十分である。分割することは、自治区が増えてコストもかかるが費用対効果を考えて行なったのか。	地域自治区の区割りについては、中学校区単位を原則とし、一定の地域のつながりを参考に市で当初案を提示しました。しかし、分割要求があった地域については、分割後の双方の地域から同意があること、分割後の地域が一定のまとまりをもって活動することが歴史的経緯から見て無理のないことなどの観点から分割を認めており、新城地区と舟着地区、鳳来中部地区と鳳来南部地区を案提示後に分割しております。	